

## 別府市学校給食運営委員会条例

(設置)

第1条 学校給食法(昭和29年法律第160号。)第4条の規定に基づき実施する学校給食を適正に運営するため、別府市学校給食運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、別府市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、学校給食の運営に関する重要な事項について調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 運営委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 別府市立学校の学校長
- (2) 別府市立学校の学校医
- (3) 別府市立学校の学校薬剤師
- (4) 別府市立学校の園児、児童又は生徒の保護者等
- (5) 有識者
- (6) 別府市教育部の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、前条各号に掲げる者のうち委嘱又は任命をされた時に該当したものでなくなったときは、その職を失うものとする。

(専門委員)

第5条 運営委員会に、特別の事項を審議し、又は調査させるために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、前項の特別の事項に関する専門的な知識及び

経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 専門委員の任期は、第1項の特別の事項に関する審議又は調査が終了するまでとする。

(部会)

第6条 運営委員会は、その定めるところにより、部会を設けることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。